

【研修実施者向け】  
介護福祉士実務者研修  
運営ガイドライン

令和7年3月

厚生労働省補助事業  
実務者研修の実態把握に関する調査研究事業 検討委員会

# 内容

はじめに	141
<b>I. 介護福祉士実務者研修とは</b>	<b>142</b>
1. 実務者研修の意義と受講者の現状	142
(1) 実務者研修の意義	142
(2) 実務者研修受講者の現状	142
2. 実務者研修受講と受講後の実践・キャリア	143
<b>II. 研修の運営に関すること</b>	<b>144</b>
1. 組織体制	144
(1) 運営事務局の役割	144
(2) 事務局と講師の協働	144
(3) 講師の人数	145
2. カリキュラム作成	145
(1) カリキュラムの考え方	145
(2) カリキュラムの追加	146
(3) オンライン・オンデマンド形式の講義の活用	146
3. 研修要綱・シラバス等の作成について	147
(1) 研修要綱・シラバス作成の必要性	147
(2) 介護過程Ⅲの進め方	149
(3) 医療的ケア演習の進め方	151
4. 指導案の作成と受講者への課題設定	152
5. 受講者へのフォローアップ	153
(1) 研修実施前のフォローアップ	153
(2) 研修実施中のフォローアップ	154
(3) 研修実施後のフォローアップ	155
<b>III. 研修の各要件</b>	<b>156</b>
1. 受講者要件	156
2. 研修修了要件	156
<b>参考資料</b>	<b>159</b>
参考:別表5(法第40条第2項第5号の介護福祉士養成施設関係)	159

## はじめに

我が国では、少子高齢化が進展する中、介護を必要とする方々が急速に増加し、また、認知症高齢者や高齢単身世帯の増加等に伴い複雑化・多様化する介護ニーズへの対応が求められているところ、高い専門性を有する介護福祉士の確保・育成が喫緊の課題となっています。

このようななか、介護福祉士受験者数の約 8 割以上を占める実務経験ルートに関しては、平成 27 年度国家試験(平成 28 年1月実施)より介護福祉士実務者研修(以下「実務者研修」という。)の受講が義務化され、10 年が経過しようとしています<sup>5</sup>。

実務者研修の実施機関として指定を受けた実務者養成施設数の推移をみると、2014(平成 26)年時総数が 318 施設、2023(令和5)年時総数が 1,313 施設と 3.13 倍に増加しており、実務者研修は介護現場に定着していると捉えられます。一方、新設施設も多く存在する中で、受講者に対して、質の高い研修を提供することが求められますが、受講管理や評価方法などは実務者研修実施者(以下「研修実施者」という。)に委ねられており、一定の差があることが想定されることです。

このため、本事業では、研修実施者の皆様に向けて、研修を運営・実施する際に踏まえていただきたいポイントをとりまとめることとしました。研修運営時、参考資料として、本手引きをご活用いただければ幸いです。

厚生労働省補助事業「実務者研修の実態把握に関する調査研究事業」検討委員会

<sup>5</sup> 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 125 号)により、平成 27 年度国家試験(平成 28 年1月実施)から、介護福祉士を受験するうえで、3 年間の実務経験に加えて実務者研修の受講が義務化されている。

# I. 介護福祉士実務者研修とは

## 1. 実務者研修の意義と受講者の現状

### (1) 実務者研修の意義

2007(平成19)年に行われた「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正では、介護福祉士の資格取得ルート<sup>6</sup>のうち、実務経験ルートについては、「実務経験」(3年以上)に加え、新たに6か月以上の養成課程を経た上で国家試験を受験する仕組みとすることが定められました。この6か月以上の養成課程については、**介護福祉士養成課程のうち、実務経験のみでは修得できない知識・技術を中心に構成されるもの**とされました。また、実務者研修は、多様な教育主体によって教育が担われる(科目単位での履修認定を認める)ことから、教育水準を担保するため「到達目標」(「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に関する指針について」別表5(法第40条第2項第5号の介護福祉士養成施設関係)」。参考資料<P159~160>)を規定し、基準化されました。このように、実務者研修は知識と技術の双方を学ぶ構成となっており、根拠ある介護の実践において、大変重要な研修であると言えます。

### (2) 実務者研修受講者の現状

実務者研修の受講者を対象にした調査によれば、受講目的として、スキルアップを目指して受講している者も一定程度いるものの、多くは、介護福祉士国家試験(以下、「国家試験」という。)受験のために受講している者が占めています。このように、受講者によって受講目的に差があるとの指摘が見られる<sup>7</sup>ほか、初任者研修を受験した上で実務者研修を受講する者とそうでない場合もあり、研修開始時点の介護の知識の保持状況に差があることも想定されます。また、今後は、外国人介護人材の受講者も増加することが想定されます。

研修実施者は、このように多様な受講者に対し、**研修修了時に、一定以上の介護の知識、また介護技術の習得が担保できた状態を目指す必要があります。**

6 介護福祉士の資格取得ルートには、以下の3つの方法があります。

1. 3年以上の介護等の業務に関する実務経験及び都道府県知事が指定する実務者研修等における必要な知識及び技能の習得を経た後に、国家試験に合格して資格を取得する方法
2. 都道府県知事が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を習得した後に、国家試験に合格して資格を取得する方法
3. 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する福祉系高校において必要な知識及び技能を習得した後に、国家試験に合格して資格を取得する方法

7 馬淵敦士(2017). 現職介護従事者の意識に関する一考察-資格取得に対する意識調査を通して-. 四天王寺大学大学院研究論集第11号, pp.115-138

## 2. 実務者研修受講と受講後の実践・キャリア

実務経験ルートでは、実務者研修修了が国家試験の受験要件となっているため、実際に実務者研修修了後、当年度内に国家試験を受験する受講者がほとんどです。前述の通り、実務者研修は実務経験のみでは修得できない知識・技術を中心に構成されており、受講者には、介護福祉士資格を取得後、実務者研修で学んだことを介護の専門職として実践し、介護の質を高めていくことが期待されます。介護福祉士の取得がゴールではなく、介護福祉士を取得後、将来どのような場でキャリアを積んでいきたいかを考えることは、専門職としての実践を高めるためにも、そして介護現場に定着してもらう観点でも重要なことです。

あわせて、国家資格取得後、介護福祉士は、様々なキャリアを歩んでいくことが想定されますが、その中で、介護の専門職として学び続けることが求められます<sup>8</sup>。介護福祉士を目指す受講者が、実務者研修で介護に関する専門的知識・技術を体系的に学ぶことで、介護福祉士資格取得後の働き方を考えていくことも、実務者研修の役割といえます。

研修実施者は、運営事務局や講師とも協働しつつ、受講者がこれらの意識を持てる環境を整備することが期待されます。

---

8 「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)」では、介護福祉士に対する知識及び技能の向上について、以下のように定められています。

(資質向上の責務)

第四十七条の二 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適應するため、相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

## Ⅱ. 研修の運営に関すること

### 1. 組織体制

#### (1) 運営事務局の役割

運営事務局においては、カリキュラムやシラバスの設定、講師選定、受講者の募集、研修運営事務など、研修運営全般において研修の質担保の責任を負う立場となります。

指針の内容を網羅的に担保できた研修運営ができていくかについて常に確認するとともに、受講者を取り巻く環境、ひいては介護業界を取り巻く環境の変化に合わせ、研修を提供していく必要があります。

#### (2) 事務局と講師の協働

研修の質担保のため、講師と事務局は常に情報共有を行っていく必要があります。また、先行研究でも、講師間の連携が適切にできているかについては、事務局の采配によるところが大きいということがわかっています。研修運営のファクターに沿って、適切に事務局と講師の情報共有を図っていくことが望ましいといえます。

表：研修運営のファクター別 事務局と講師の情報共有(例)

ファクター	内容
研修要綱やシラバスの設定	<ul style="list-style-type: none"><li>事務局で素案を作成し、講師にて内容を修正する。必要に応じて打ち合わせを行う。</li><li>講師にて初案を作成するが、事務局が必ず点検する。</li></ul>
講義資料の作成	<ul style="list-style-type: none"><li>事務局にて講師の専門領域で担当科目を設定しながら、同一科目内を複数講師で編成する場合の各講師との事前打合せを行う。</li><li>事務局が、講師からの了解を得て、複数講師間での科目内の項目だてを伝えるなどし、複数講義で内容が重複しないように対応する。</li></ul>
研修開催中の受講者対応	<ul style="list-style-type: none"><li>受講者からの質問は事務局で一次的に受け、講師に振り分けるなど、事務局が受講者からの質問を采配し、講師に過度な負担がかからないようにする。</li></ul>
受講者評価項目の設定	<ul style="list-style-type: none"><li>評価項目について、事務局で素案を作成し、講師にて内容を修正する。</li></ul>
受講者の評価	<ul style="list-style-type: none"><li>受講者評価は、必ず講師に結果報告する。</li><li>受講者の修得度評価を各科目の担当講師が行い、事務局にて取りまとめる。</li></ul>

### (3) 講師の人数

指針には、「教員の数は、新養成施設指定規則別表第5に基づき編成された各科目を担当するのに適当な数であること」との記載があります。受講者の保持する介護に関する知識が一定でないなか、受講者にきめ細かな指導を行うことを前提に、適切な人数を確保することが重要です。

スクーリングで行う演習など、受講者の指導・ファシリテーションにおいては、多数の受講者を1名の講師で指導することはできません。2024年に厚生労働省補助事業で行なわれたアンケート調査(以下、「実務者研修実施者調査」という。)では、全国の研修実施者が実施した実務者研修において、講師(非専任含む)1人あたりの受講者数の中央値は2.7名でした。およそ3名の受講者に1名の講師が配置されていることとなります。

## 2. カリキュラム作成

### (1) カリキュラムの考え方

実務者研修のカリキュラムは、「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」の4つの領域で構成されています。

表:実務者研修の領域と科目

領域	科目
人間と社会	・ 人間と尊厳の自立 ・ 社会の理解Ⅰ～Ⅱ
介護	・ 介護の基本Ⅰ～Ⅱ ・ コミュニケーション技術 ・ 生活支援技術Ⅰ～Ⅱ ・ 介護過程Ⅰ～Ⅲ
こころとからだのしくみ	・ こころとからだのしくみⅠ～Ⅱ ・ 発達と老化の理解Ⅰ～Ⅱ ・ 認知症の理解Ⅰ～Ⅱ ・ 障害の理解Ⅰ～Ⅱ
医療的ケア	・ 医療的ケア

カリキュラムを構成するうえで大切となるのが、科目間の連携です。代表的な連携の例として、「介護の基本」と「生活支援技術」、「生活支援技術」と「こころとからだのしくみ」、「社会の理解」と「介護の基本」などがあります。「介護の基本」で学ぶ人間の尊厳や自立支援は、生活支援技術を実践する際の指標となる実践価値を学ぶことにつながります。また、こころとからだのしくみで学ぶ身体の構造や機能に関する基本的な知識は、利用者の心身の状態に合わせた生活支援技術を実

施するうえでの基盤となります。このように、カリキュラムの構成を考える際には、科目と科目が他の科目とどのように関連しているかを把握することが重要です。

また、実務者研修の科目は、基礎的な知識や技術と応用的(実践的)な知識と技術が段階的に習得できるように構成されています。科目名称に「Ⅰ」がつくものは基本的事項として位置付けられており、研修初期の段階に実施することが望ましいでしょう。「Ⅱ」の科目は、「Ⅰ」で学んだ基本的な知識・技術を効果的に定着・向上させることを目的としており、「Ⅰ」の科目を受講した後に実施することが望ましいでしょう。

このように、実務者研修のカリキュラム構成では、科目間連携を前提に、基礎から応用へと体系的に学習できるように考えることが重要です。また、研修実施者は、カリキュラムマップなどの作成やシラバスに関連科目などを示すなどして、受講者が学びのプロセスを客観的に把握できるような工夫をすることが大切となります。

## (2) カリキュラムの追加

---

研修内容と時間は、指針に定められた 20 科目 450 時間以上となっており、研修実施者が独自に科目や時間を追加することも可能です。しかし、実務者研修は介護施設・事業所で勤務しながら受講する受講者が多いことから、受講者の学習状況等を鑑み、方針を決定する必要があります。なお、実務者研修実施者調査では、実務者研修の各科目のうち、指針に定められた時間以上を実施している科目で多かったのは「介護過程Ⅲ」および「医療的ケア」でした。本2科目における講義の進め方は、後述(「介護過程Ⅲの進め方」<P149~150>、「医療的ケア演習の進め方」<P151>)していますので、参考にしてください。

## (3) オンライン・オンデマンド形式の講義の活用

---

通学形式の場合、原則対面式で講義が行われますが、追加で指導が必要な場合等、科目によっては自宅等から学習ができるオンライン・オンデマンド形式<sup>9</sup>の講義を活用することも一案です。なお、実務者研修実施者調査では、それぞれの科目でオンライン形式の講義について約 1 割、オンデマンド形式の講義については約 2 割の研修実施者で、オンライン・オンデマンド形式の講義が活用されていました。

<sup>9</sup> 本稿では、オンライン形式の講義とは、WEB 上リアルタイムで行われる講義のこと、オンデマンド形式の講義とは、あらかじめ作成された教材や動画を受講者が好きな時にアクセスし、視聴等できる講義を指します。以下同様。

### 3. 研修要綱・シラバス等の作成について

#### (1) 研修要綱・シラバス作成の必要性

シラバスとは、中央教育審議会(2008)によると、以下のように定義されています。

- ▶ 各授業科目の詳細な授業計画。一般に、大学の授業科目名、担当教員名、講義目的、毎回の授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるもの。また、学生が講義の履修を決める際の資料になると共に、教員相互の授業内容の調整、学生による授業評価等にも使われる。

受講者にとって、各科目で何を学ぶかという点を理解し、学習の見通しを立てやすくなるため、研修要綱やシラバスは大変重要な意味を持ちます。

講師にとっては、科目全体をどのように教授していくかに関し、スケジュールや講義の工夫をあらかじめ検討することができ、計画的な講義展開ができます。しっかりとした準備をすることで、受講者にとってわかりやすく効果的な学習の提供ができます。

そのため、科目ごとのシラバスを作成し、担当する講師が確認することが必要です。また、同じものを使い続けるのではなく、講義結果を踏まえ、適宜見直しをして更新しましょう。

#### ①「教育に関する事項」の明確化

指針の内容を網羅することは大前提ですが、基本的には以下の観点が網羅され、あらかじめ内容が決定されていることが望ましいといえます。

表:シラバスに網羅されていると望ましい情報(例)

項目	内容
科目名	・ 該当の科目名を記載する。
講義形式	・ 受講者がどのような方法で学習するかを記載する(講義・演習等)。
講義手法	・ PBL(課題解決型学習)、グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーション等、アクティブラーニング形式の手法を活用する場合は記載する。
講義の視点	・ 講義の目的(なぜ当該講義を学習する必要があるか、何のために当該講義が存在するか)、どのような視点で評価されるかを記載する。
到達目標	・ 受講者が講義終了段階で身につけるべき能力を記載する。
講義計画	・ 具体的な講義計画を、時系列にして記載する。 ・ 受講者が学習目標を達成するために、自己学習の在り方についても具体的に記載することが望ましい。
評価方法	・ 評価の方法と基準について記載する。
使用教材	・ 講義にて使用する教材や、教科書の該当ページを記載する。

どのようなアクティブラーニングを受講者に提供する講義かを明確にする。

表：シラバス例(介護過程Ⅲ)

科目名		介護過程Ⅲ		講義形式	講義	演習	実習
講義手法	PBL(課題解決型学習)	○	反転授業				
	ディスカッション	○	グループワーク				○
	プレゼンテーション	○	フィールドワーク				
講義の目的と概要		<p>① 多様な事例を通し、介護過程を展開させるとともに、知識・技術を総合的に活用した分析力・応用力を身につける。</p> <p>② 介護技術の原理原則を修得・実践するとともに、知識や技術を総合的に活用した判断力、応用力を身につける。</p>					
到達目標		<ul style="list-style-type: none"> <li>実務者研修課程で学んだ知識・技術を確実に習得し、活用できる。</li> <li>知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じて介護過程を展開し、系統的な介護(アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直し等)を提供できる。</li> <li>介護計画を踏まえ、安全確保・事故防止、家族との連携・支援、他職種・他機関との連携を行うことができる。</li> <li>知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じた介護を行うことができる。</li> </ul>					
講義計画							
日時	時間数	目標	講義内容				
ガイダンス	7時間	・実務者研修過程で学んだ知識・技術を確実に習得し活用できる。	・介護過程Ⅰの復習 ・介護過程Ⅱの復習				
介護過程の演習①	7時間	・知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じて介護過程を展開し、アセスメントができる。	・アセスメントの方法 ・アセスメント情報から利用者像を把握する ・目標設定の視点と方法 ・アセスメントシートの作成				
介護過程の演習②	7時間	・アセスメントの結果を踏まえ、介護計画書が作成できる。	・介護計画書の作成				
介護過程の演習③	8時間	・介護計画書を踏まえ、安全確保・事故防止、家族との連携・支援、他職種・他機関との連携を行うことができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護現場でのヒヤリ・ハット、事故と対応</li> <li>ヒヤリ・ハット報告書の作成</li> <li>知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じて介護過程を展開し、系統的な介護計画の見直しができる。</li> <li>目標の達成度、利用者の満足度について</li> <li>再計画の目標設定</li> </ul>				
介護過程の演習④	8時間	・再計画書の目標設定を踏まえた介護計画書の再作成ができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメントシートの作成</li> <li>介護計画書の作成</li> </ul>				
介護過程の評価	8時間	・知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じて介護過程を展開し、系統的な実施ができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じた介護を行うことができる。</li> <li>▶ ボディメカニクスの原理・原則介護現場でのボディメカニクス</li> <li>▶ 寝具の整え方、体位・体位変換、移乗介助、排泄の介助、移動の介助、着脱の介助、食事の介助、口腔清潔の介助、入浴の介助等</li> </ul>				
評価方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>作成したアセスメントシート、介護計画書等の資料の評価を行う。(50点)</li> <li>利用者の心身の状態等に応じた介護過程の展開における実技の評価を行う。(50点)</li> </ul>					
使用教材		<ul style="list-style-type: none"> <li>●●テキスト△△章, pp.◆～◆</li> <li>★★テキスト○○章, pp.◆～◆</li> </ul>					

受講者にとって、学習の目的が何かを端的に理解できるように記載する。

厚生労働省の指針内容と同一のものを転記。科目別の到達目標を意識している受講者は多くないことが想定され、シラバスで改めて周知することが重要。

科目内における教授内容を分解し、各学習項目別に目標と講義内容を記載する。

評価方法を明確に記載する。

受講者が講義前後で予習、復習できるよう、教材の該当ページを記載する。

## ② 教育内容の公開

---

受講者が、自らの学習状況と各科目で設定された到達目標との比較や、自らの学びが足りない箇所の確認などを自発的にできるよう、受講者に公開されていることが望ましいといえます。

さらに、これから実務者研修の受講を検討している方にとって、どのような講義を受講できるか確認できるようにするため、積極的に教育内容をホームページ等で公開し、情報の見える化を行っていただきたいです。

## (2) 介護過程Ⅲの進め方

---

介護過程Ⅲ(スクーリング)を実施するにあたり、受講者にはその前段階として介護過程Ⅰ・Ⅱをしっかりと学んでおくように伝えます。介護過程Ⅲ(スクーリング)では、利用者の特性に応じた介護過程の実践的展開について学ぶため、介護過程Ⅰ・Ⅱで学ぶ「介護過程の基礎的理解」や「介護過程の展開の実際」などが介護過程Ⅲ(スクーリング)での学びの土台となります。また、介護過程Ⅲ(スクーリング)では、知識・技術を総合的に活用し利用者の心身の状況に応じた介護を行うことが含まれます。そのため、介護過程Ⅰ・Ⅱを含む実務者研修課程で学んだ知識・技術を習得し、活用できるように準備する必要があることを伝える必要があります。

### ① オリエンテーションの実施

---

通信課程の場合は、介護過程Ⅲのスクーリング開始時に、オリエンテーションを実施します。オリエンテーションでは、科目の概略や目的などの説明に加え、これまでの学習内容と介護過程Ⅲ(スクーリング)との関連性について説明をし、受講者に学びの継続性を意識してもらうようにします。介護過程において、利用者の情報の意味を理解する時や支援の方向性を考えるときは、他科目で学んだ知識や技術を活用することが大切となります。そのため、他科目で使用する教科書などを活用できるように準備するよう受講者に働きかけます。また、評価の基準を明確に示すとともに介護福祉職としてふさわしい受講態度などについても説明するようにします。

### ② 受講者とのスタートラインを整える

---

受講者と“スタートラインを整える”とは、介護過程を学ぶ意義・目的や講義などで使用する用語の定義を確認することです。そのことで、介護過程の学習に対する、教える側と受講する側との認識のずれを最小限にし、介護過程の必要性を理解してもらうようにします。また、用語の定義の確認では、用語に対する認識を統一的にすることで受講者が混乱することなく学習できるようにします。特に担当する講師が複数いる場合は、用語が統一的に使用されるように講師間で連携するようにします。

### ③ 事例の設定について

---

介護過程の学習では、事例の設定が重要となります。事例を設定するときのポイントは、具体的であること、思考過程の段階に応じた設定をすること、利用者の思いや気持ちに関する情報を設定すること、などがあります。特に思考過程を学ぶ初期の段階では、一度にたくさんの情報を提示せず、情報を整理した事例にすることや、実務経験の中で体験したことがあるような事例にすると良いでしょう。また、事例の情報は ICF の視点に基づき設定するようにします。ICF の視点で事例を設定することで限られた情報であっても多角的な視点でアセスメントを学ぶことができます。

### ④ 受講者の学習成果を導くための指導

---

アセスメントにおける「情報の解釈・関連づけ・統合化」「課題の明確化」は、介護過程の中で、考えることと記述することの 2 つの面で難しい箇所となります。そのため、学習では、アセスメントシートなどのシートを活用するようにします。シートを活用するときは、講師間で連携し使用するシートを統一的なものにします。また、シートの構成においても理論などを基盤とした構成とし、思考をサポートするような構成とします。受講者が記入したものについては、「どうしてそう思うのか」「なぜそうのように考えたのか」など判断した過程や根拠を検討し、それを記述できればたとえ1行の内容であっても学習の成果として考えるようにします。

### ⑤ グループワークの実施

---

グループワークやディスカッションの機会を設定し、個人の考えや気づきを他者と共有し検討する機会をもつようにします。グループワークでは、多様な視点を知る機会とし、個人での判断の枠にとらわれず考えられるようにします。また、講師は、グループワークで出た考えや意見などをクラスで共有するとともに、フィードバックを行い、講義における学習の目的などと関連付けるようにします。

### ⑥ 具体的な介護技術を介護過程の思考過程や実践過程と結び付ける】

---

具体的な介護技術(演習)を実施するときは、介助内容(介助手順)の根拠が介護過程におけるアセスメントの内容や生活課題、介護目標(長期目標・短期目標)と関連していることを意識的に伝えるようにします。講師は、基本的な介護技術に関する確認や指導を行うと同時に、対象者に対する個別ケアの実践ができているか確認し指導するようにします。介護過程の展開が、日常生活支援と密接に関連していることを理解してもらうようにします。

### (3) 医療的ケア演習の進め方

---

医療的ケア演習は、他の科目と異なり、実時間 50 時間の講義と 2 回の試験そして実技試験と、実施することが多々あります。また、医学知識のほとんどない時点での学習者がほとんどということで、知識の定着が難しい科目です。

#### ● シラバス作成と講義の進め方

---

医療的ケアのシラバスは、基本的には使用する教科書に基づいて作成しましょう。知識として内容が不足している時は、介護福祉士養成校の使用する教科書を参考にし、内容を細かく組み込んでいくことをおすすめします。それによって 1 講義の深みを増すこともでき、さらには最終的には国家試験対策にもなります。特に、呼吸器系と消化器系の知識については、時間数を多く使い、小テストを繰り返しながら実施しましょう。医療的ケアでは、単語等を憶えてもらうことができなければ、2 回の試験をクリアできません。外国人受講生だけでなく、医療用語は日本人学生も苦手としていますので、繰り返し手書きで書くという作業をしてもらうことが効果的です。

実技内容の知識については、少人数グループあるいは 2 人組となって喀痰吸引・経管栄養法の手技の手順をひとつずつ(試験の一連の流れと手技)確認してもらう方法が効果的でしょう。その方法として、受講生に教科書を見ながら文章化してもらったり、声を出して繰り返して憶えてもらうようなアクティブラーニング的内容が良いでしょう。動画等を活用しながら(講師がデモンストレーション動画を撮ってみる等)の視覚的教材が昨今の学生には効率的で効果的です。

実技試験については、実技試験の一連の流れを当日伝えるのではなく、その前の段階から伝えたり、準備をするようにしてください。前段階の講義部分で、実技試験までにしっかりと理解できるようにしておくことが大切です。

受講生が試験の待ち時間中に練習する場合は、別室か仕切りのある試験場にし、大きな声を出さないよう注意する必要があります。(受験者の声が聞こえなくなり不利益となるため)

また、試験時には受講生の台詞に頷いたり、反応しないように心がけてください。受講生は緊張していますので、評価者の言動でパニックになったり、それにより忘れてしまうことがあります。試験前に、評価者は頷いたり反応はしないため、淡々と実技試験を進めることを受講生に話しておきましょう。

## 4. 指導案の作成と受講者への課題設定

### ① 指導案の作成

講師の経験の多寡を問わず質の高い講義を受講者に提供するためには、**指導案を作成し、担当講師に共有するとよい**でしょう。当該指導案は、複数の担当講師で議論したうえで作成することが望ましいと言えます。指導案があることで、教育経験が不足する講師でも、講義の要点やノウハウを理解でき、不安や教育力の不足を軽減できます。

表：指導案の例(介護過程Ⅲ)

学習目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護過程の目的、意義、展開を理解する。</li> <li>・アセスメントの重要性を理解し、情報を整理することができる。</li> </ul>	
時間	指導内容	指導上の留意点
【1日目】 9:00- 12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>● オリエンテーション 10分</li> <li>● 介護福祉士の制度 80分</li> </ul> <b>【講義】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士を取り巻く状況 (教科書該当：第2巻P2～P5/1節1)</li> <li>・社会福祉士及び介護福祉士法 (教科書該当：第2巻P2～P5/1節2)</li> <li>...</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修了評価は介護過程の展開の演習と技術、それぞれに対する評価を行う</li> <li>・評価には講義態度等も加味した評価になる</li> <li>...</li> </ul>
【2日目】 16:20- 17:40	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報の解釈・関連づけ・統合、課題の明確化</li> </ul> <b>【講義】教科書 3巻 P17-21,56-59</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントの中の情報の解釈とは</li> <li>・アセスメントの中の関連づけとは何か</li> <li>・アセスメントの中の統合化とは何か</li> <li>・課題を明確にするとは何か</li> <li>・課題の優先順位のつけかた</li> <li>・第3巻P74事例から、第3巻P89～P91の説明をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既習科目の知識を統合してアセスメントする(既習科目を確認する)</li> <li>・目に見える問題(課題)や心身の機能に視点がいきがちであるため、問題解決的思考にとどまらず、利用者の望む生活の実現にも目を向けるように促す</li> <li>・情報の解釈・関連づけ・統合化を実践させる際、受講生により差異がでる</li> <li>・可能な限り説明する折には、自職場での体験を取りいれつつ説明を行う</li> </ul>

### ③ 受講者への課題設定

科目別に、各種小テストやレポート等の課題設定をしている研修実施者もいることと思います。これらの課題については、実務者研修の修了評価における定量的評価情報として活用できるだけでなく、受講者自身や講師が学習状況を確認する基礎情報にもなります。

課題を設定する場合は、提出時期や課題内容をあらかじめカリキュラム上に組み込みましょう。受講者に当該情報を明示することで、受講者自身も学習管理や自身の学習進捗の把握がしやすくなります。

表:シラバスに網羅されていると望ましい情報(例)

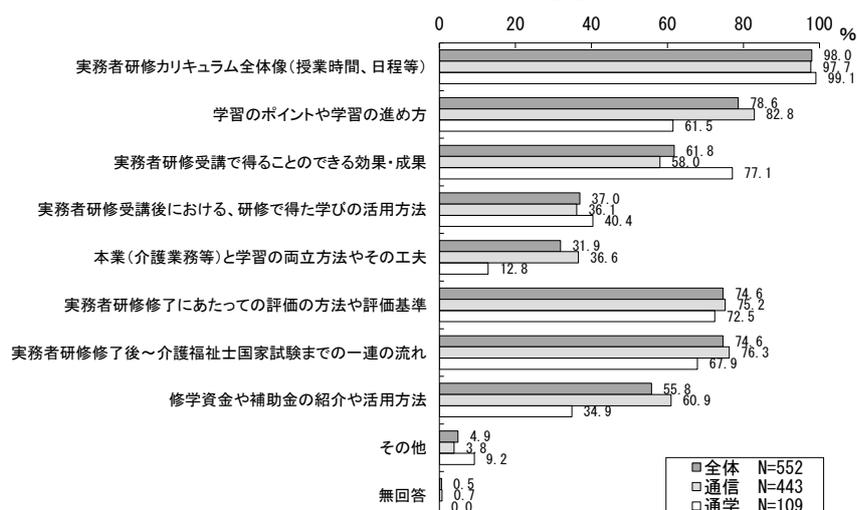
課題提出回	提出日	課題の内容
第1回	○月○日	・「人間の尊厳と自立」、「社会の理解Ⅰ」、「介護の基本Ⅰ」、「生活支援技術Ⅰ」にかかる課題
第2回	○月○日	・「介護の基本Ⅱ」、「コミュニケーション技術」、「生活支援技術Ⅱ」、「介護過程Ⅰ」にかかる課題
第3回	○月○日	・「社会の理解Ⅱ」、「医療的ケア」、「介護過程Ⅱ」「介護過程Ⅲ」にかかる課題
第4回	○月○日	・「発達と老化の理解Ⅰ・Ⅱ」、「こころとからだのしくみⅠ・Ⅱ」にかかる課題
第5回	○月○日	・「認知症の理解Ⅰ・Ⅱ」、「障害の理解Ⅰ・Ⅱ」にかかる課題

## 5. 受講者へのフォローアップ

### (1) 研修実施前のフォローアップ

研修受講前、実務者研修を受講して何を学ぶことができるかを正確に理解できている受講者は多くないかもしれません。このため、研修開始前にオリエンテーションを行い、前述の**カリキュラム**や**研修受講の留意事項**などを受講者に説明しておくことが重要です。実務者研修実施者調査結果によると、全国の研修実施者が実施した実務者研修において、オリエンテーションで以下の事柄が説明されていました。カリキュラムのみならず、学習の進め方、研修の効果など様々なトピックが説明されています。

図:開講にあたり、オリエンテーションで説明している事柄



出典:PwCコンサルティング合同会社(2025),  
実務者研修の実態把握に関する調査研究事業報告書

## (2) 研修実施中のフォローアップ

---

### ① 学習進捗管理

---

受講者の多くが通信課程での研修受講者であること、また仕事と研修受講を両立している受講者が多いことから、自己学習の進捗管理を研修実施者がどのように行うかという点が大変重要です。教科書も複数あり、どの科目から取り組むべきかが分からない受講者もいます。研修の開始から前述のカリキュラム明示、課題への取組と提出の進捗を研修実施者と受講者双方で確認できるツールを活用することも良いでしょう。例えば、オンラインにて研修事業者が受講者の学習状況の進捗を管理できるeラーニングの活用が挙げられます。

進捗が思わしくない受講者に関しては、進捗が進んでいない理由を確認することも必要です。この理由が自己学習の進め方が分からないことに起因する場合、進め方の指導を行うなどの方策が考えられます。仕事との両立に課題がある場合は、送り出し施設・事業所との情報共有と協力依頼が有効です。なお、受講者に進捗確認の問合せを行う際は、担当講師から問い合わせすることで、受講者が学習の相談がしやすいなどのメリットがあるほか、講師と会話することで、受講者の学習を進めるモチベーション向上も図れるケースがあります。

### ② 科目間連携を意識した指導

---

介護を必要とする人の理解は、実務者研修の各科目を単体で理解するだけでは不十分です。20科目全体を通して複合的に学習することで、介護を必要とする人の理解と、それがどのように介護として実践されていくかを理解することが大変重要です。このため、科目間のつながりを意識した教授をすることが必要です。方法として、複数科目を担当する教員同士で講義の情報共有を行い、講義内容の連続性を持たせるといった対応が考えられます。また、学習箇所に合わせて、該当する教科書を複数示し、科目のつながりを意識できる工夫もできます。

例えば、「生活支援技術」の食事の介護では、「こころとからだのしくみ」の摂食・嚥下機能の箇所を確認できるように示すなどです。

### ③ 教材の工夫

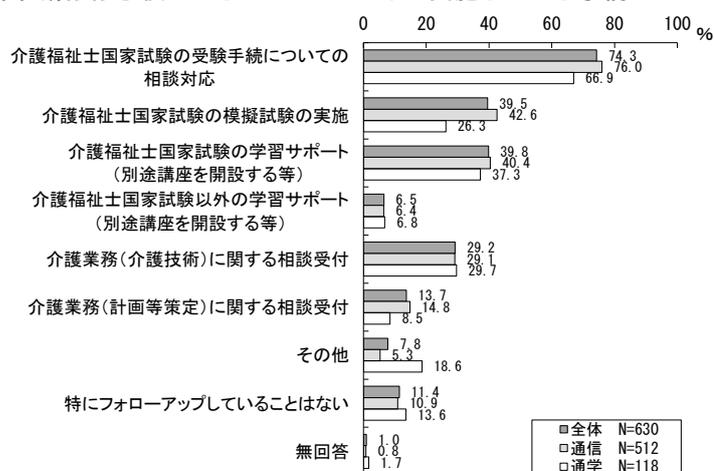
---

受講者の理解促進のため、教科書以外の補助教材を活用し、指導することも方法のひとつです。ただし、科目や指導の内容によっても、適切な教材は異なります。例えば、体のつくりを理解するには、図で視覚的に理解することが効果的ですし、映像教材を活用することで理論の根拠が理解しやすいこともあるでしょう。受講者にどのような理解をしてもらいたいかを考えたうえで、何の教材が適切かを判断し、受講者の能力に合わせて選択する必要があります。

### (3) 研修実施後のフォローアップ

「Ⅰ. 介護福祉士実務者研修とはー2. 実務者研修受講と受講後の実践・キャリア」で述べた通り、実務経験ルートでは実務者研修の修了が国家試験の受験要件となっているため、受講者のほとんどは、実務者研修修了後、当年度内に国家試験を受験します。実務者研修実施者調査では、研修修了後のフォローアップとして、国家試験の対策講座や受験の事務手続き等にかかるサポートを実施している研修事業者が多く見られました。また、受講者が研修で学んだことを実務に活かす点のサポートを行う観点で、介護業務に関する相談受付も行っている研修事業者も多く見られました。

図：研修修了後のフォローアップとして実施している事柄



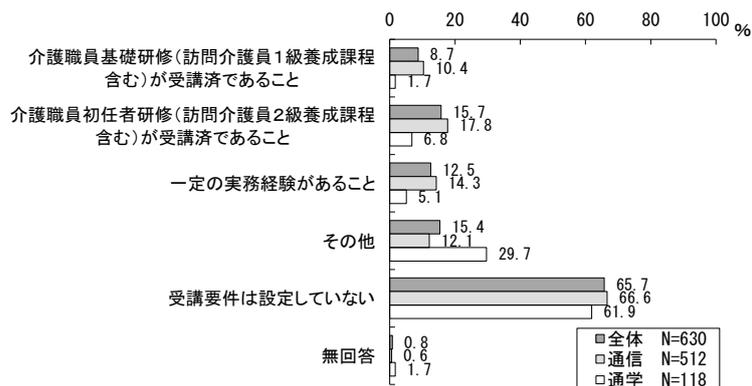
出典：PwC コンサルティング合同会社(2025),  
実務者研修の実態把握に関する調査研究事業報告書

### Ⅲ. 研修の各要件

#### 1. 受講者要件

実務者研修においては、受講者の受講要件が定められていません。ただし、研修実施者によっては、一定の実務経験や、実務者研修の前に受講することが想定されている各研修が受講済みであることなどの要件を設定している場合もあります。

表: 受講者要件の設置状況



出典: PwC コンサルティング合同会社(2025),  
実務者研修の実態把握に関する調査研究事業報告書

#### 2. 研修修了要件

##### ① 適切な評価の必要性

実務者研修の修了時、受講者は、指針の「別表5(法第40条第2項第5号の介護福祉士養成施設関係)」に記載された各科目の到達目標の内容が習得できていることが必要です。研修事業者は、この到達状況を科目別に評価するとともに、実務者研修全体を通しての受講者の学習到達状況を確認することが重要です。

表: 別表5(法第40条第2項第5号の介護福祉士養成施設関係)抜粋

科目	教育に含むべき事項	到達目標
人間の尊厳と自立 (5時間)	人間の尊厳と自立	○ 尊厳の保持、自立の支援、ノーマライゼーション、利用者のプライバシーの保護、権利擁護等、介護の基本的な理念を理解している。
社会の理解 I (5時間)	介護保険制度	○ 介護保険制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。

このため、研修事業者においては、各科目での個別の修了要件、および実務者研修全体での修了要件の双方を明確に定めておくことが必要です。修了要件は、研修実施者にて組織的に決定し、研修要綱やシラバスに明記されていることが望ましいでしょう。

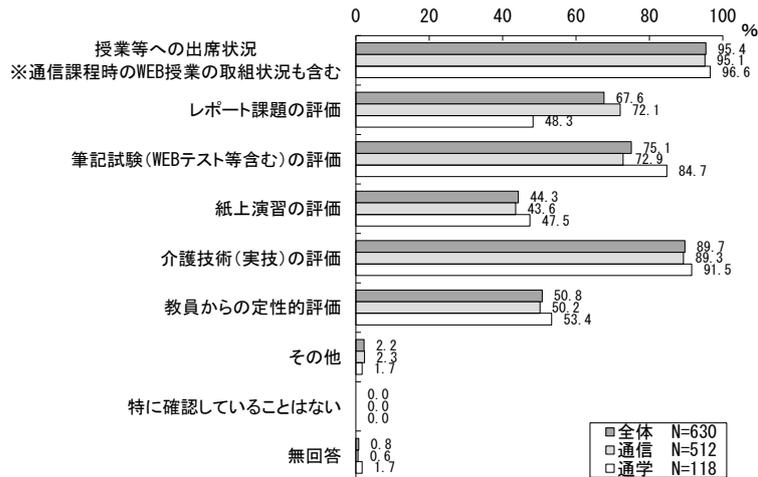
また、修了要件設定は、研修実施者内で客観的な評価ができる要件であることが必要です。定量的に評価できない事柄については、複数の講師による評価の視点を踏まえて客観性を持たせるなど、受講者が評価の根拠を明確に理解できる根拠付けが必要です。

表：介護過程の展開にかかる評価表(例、一部)

評価項目		評価基準			
		優 5点	良 4点	可 3点	不可 0点
アセスメント項目	⑥ ICF のアセスメントツールの項目が理解でき、全体像が把握できる内容である。				
	⑦ 「している活動」「できる活動」を正確に把握できている。				
	⑧ 収集した情報の意味を解釈し、複数の情報の関係性を明らかにしている。				
	⑨ 課題は利用者の望む生活を実現または継続するために、解決しなければならない内容になっている。				
	⑩ 課題が複数の場合は、課題の優先順位が的確である。				
	⑪ 適切な課題である。				
...	...	...	...	...	...

レポート課題での評価に関しては、受講者が自宅で取り組み、かつ課題実施の際に様々なサンプルを閲覧することが可能なため、レポートのみで受講者本人が修了要件を満たしているかの判断を行うことが難しいことが想定されます。受講者の習得状況を判断する際には、複数の要件で総合的に評価することが重要です。実務者研修実施者調査では、全国の研修実施者が実施した実務者研修において、出席状況、課題・筆記試験・介護技術の評価、講義中の態度など講師からの定性的評価をはじめ、様々な項目で研修修了の評価が行われていることが明らかになりました。

表：修了を判断するうえで必ず確認している要件



出典：PwCコンサルティング合同会社(2025),  
実務者研修の実態把握に関する調査研究事業報告書

## ② eラーニングを活用した際の習得状況確認

研修実施者の中には、受講者の自己学習に e ラーニングを活用している場合もあります。この場合でも、指針の「別表5(法第 40 条第 2 項第 5 号の介護福祉士養成施設関係)」記載の「到達目標」に受講者が達しているかの評価が必要です。e ラーニング内にあるミニテストや小テスト等の結果を踏まえた研修実施者独自の習得状況評価基準を策定するほか、別途習得状況を確認できる仕組みが必要です。

## 参考資料

### 参考：別表5(法第40条第2項第5号の介護福祉士養成施設関係)

科目	到達目標
人間の尊厳と自立 (5時間)	○ 尊厳の保持、自立の支援、ノーマライゼーション、利用者のプライバシーの保護、権利擁護等、介護の基本的な理念を理解している。
社会の理解Ⅰ (5時間)	○ 介護保険制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。
社会の理解Ⅱ (30時間)	○ 家族、地域、社会との関連から生活と福祉をとらえることができる。 ○ 地域共生社会の考え方と地域包括ケアのしくみについての基本的な知識を習得している。 ○ 社会保障制度の発達、体系、財源等についての基本的な知識を習得している。 ○ 障害者総合支援法の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。 ○ 成年後見制度、生活保護制度、保健医療サービス等、介護実践に関連する制度の概要を理解している。
介護の基本Ⅰ (10時間)	○ 介護福祉士の法的な定義や義務を踏まえ、介護予防や看取り、災害時等における介護福祉士の役割を理解している。 ○ 個別ケア、ICF(国際生活機能分類)、リハビリテーション等の考え方を踏まえ、尊厳の保持、自立に向けた介護を展開するプロセス等を理解している。 ○ 介護福祉士の職業倫理、身体拘束禁止・虐待防止に関する法制度等を理解し、倫理を遵守している。
介護の基本Ⅱ (20時間)	○ 介護を必要とする高齢者や障害者等の生活を理解し、ニーズや支援の課題を把握することができる。 ○ チームアプローチに関わる職種や関係機関の役割、連携方法に関する知識を習得している。 ○ リスクの分析と事故防止、感染管理等、介護における安全確保に関する知識を習得している。 ○ 介護従事者の心身の健康管理や労働安全対策に関する知識を習得している。
コミュニケーション技術 (20時間)	○ 本人・家族との支援関係を構築し、意思決定を支援することができる。 ○ 利用者の感覚・運動・認知等の機能に応じたコミュニケーションの技法を選択し活用できる。 ○ チームマネジメント(組織の運営管理、人材管理、リーダーシップ・フォローアップ等)に関する知識を理解し、活用できる。 ○ 状況や目的に応じた記録、報告、会議等での情報の共有化ができる。
生活支援技術Ⅰ (20時間)	○ 生活支援におけるICFの意義と枠組みを理解している。 ○ ボディメカニクスを活用した介護の原則を理解し、実施できる。 ○ 自立に向けた生活支援技術の基本(移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等)を習得している。
生活支援技術Ⅱ (30時間)	○ 以下について、利用者の心身の状態に合わせた、自立に向けた生活支援技術を理解し、行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「環境整備」、「移動・移乗」、「食事」、「入浴・清潔保持」、「排泄」、「着脱、整容、口腔清潔」、「休息・睡眠」、「人生の最終段階における介護」、「福祉用具等の活用」</li> </ul>

科目	到達目標
介護過程Ⅰ (20 時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護過程の目的、意義、展開等を理解している。</li> <li>○ 介護過程を踏まえ、目標に沿って計画的に介護を行う。</li> <li>○ チームで介護過程を展開するための情報共有の方法、他の職種の役割を理解している。</li> </ul>
介護過程Ⅱ (25 時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報収集、アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直しを行うことができる。</li> </ul>
介護過程Ⅲ (スクーリング) (45 時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実務者研修課程で学んだ知識・技術を確実に習得し、活用できる。</li> <li>○ 知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じて介護過程を展開し、系統的な介護(アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直し等)を提供できる。</li> <li>○ 介護計画を踏まえ、安全確保・事故防止、家族との連携・支援、他職種、他機関との連携を行うことができる。</li> <li>○ 知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じた介護を行うことができる。</li> </ul>
こころからだのしくみⅠ (20 時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護に関係した身体の構造や機能に関する基本的な知識を習得している。</li> </ul>
こころからだのしくみⅡ (60 時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人間の基本的欲求、学習・記憶等に関する基礎的知識を習得している。</li> <li>○ 生命の維持・恒常、人体の部位、骨格・関節・筋肉・神経、ボディメカニクス等、人体の構造と機能についての基本的な知識を習得している。</li> <li>○ 身体の仕組み、心理・認知機能等についての知識を活用し、観察・アセスメント、関連する職種との連携が行える。</li> </ul>
発達と老化の理解Ⅰ (10 時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老化に伴う心理的な変化の特徴と日常生活への影響を理解している。</li> <li>○ 老化に伴う身体機能の変化の特徴と日常生活への影響を理解している。</li> </ul>
発達と老化の理解Ⅱ (20 時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ライフサイクル各期の発達の定義、発達段階、発達課題について理解している。</li> <li>○ 老年期の発達課題、心理的な課題(老化、役割の変化、障害、喪失、経済的不安、うつ等)と支援の留意点について理解している。</li> <li>○ 高齢者に多い症状・疾病等と支援の留意点について理解している。</li> </ul>
認知症の理解Ⅰ (10 時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症ケアの取組の経過を踏まえ、今日的な認知症ケアの理念を理解している。</li> <li>○ 認知症による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 認知症の人やその家族に対する関わり方・支援の基本を理解している。</li> </ul> </li> </ul>
認知症の理解Ⅱ (20 時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 代表的な認知症(若年性認知症を含む)の原因疾患、症状、障害、認知症の進行による変化、検査や治療等についての医学的知識を理解している。</li> <li>○ 認知症の人の生活歴、疾患、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、本人主体の理念に基づいた支援ができる。</li> <li>○ 地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。</li> </ul>
障害の理解Ⅰ (10 時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害の概念の変遷や障害者福祉の歴史を踏まえ、今日的な障害者福祉の理念を理解している。</li> <li>○ 障害(身体・知的・精神・発達障害・難病等)による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。</li> <li>○ 障害のある人やその家族に対する関わり方・支援の基本を理解している。</li> </ul>
障害の理解Ⅱ (20 時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な障害の種類・原因・特性、障害に伴う機能の変化等についての医学的知識を習得している。</li> <li>○ 障害の特性、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、その状況に合わせた支援ができる。</li> <li>○ 地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。</li> </ul>
医療的ケア (50 時間以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する。</li> </ul>

【研修実施者向け】  
介護福祉士実務者研修運営ガイドライン

令和 7 年 3 月発行

厚生労働省補助事業

実務者研修の実態把握に関する調査研究事業 検討委員会

